

## 重要事項説明書（訪問看護）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
主たる事務所の所在地	山口県山口市緑町 2 番 1 1 号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	支部長 津江 和成
電話番号	0 8 3 - 9 2 4 - 6 3 3 8

介護保険法に基づき 山口県知事から指定を受けている 事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法に基づき山口県知事から 指定を受けている居宅サービスの種類
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 居宅介護支援事業所 (山口県 3570301485 号)	居宅介護支援事業
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 訪問介護事業所 (山口県 3570301477 号)	訪問介護事業
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 通所介護事業所 (山口県 3570301469 号)	通所介護事業（通常規模型）
済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 訪問看護事業所 (山口県 3560390167 号)	訪問看護事業

## 2. 利用事業所

ご利用事業所の名称	済生会山口地域ケアセンター 居宅介護サービス複合施設にほ苑 訪問看護事業所
指定番号	山口県 3960390167 号
所在地	山口県山口市仁保中郷 988-1
電話番号	083-929-5081

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とする
運営の方針	事業所の訪問看護師等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう看護、リハビリ等を主体とした生活全般にわたる援助を行う。

## 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1人 非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分） その他、早朝、夜間、深夜対応できます。
看護師	4人	常勤4名、非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分） その他、早朝、夜間、深夜対応できます。
理学療法士	4人	常勤4名、非常勤 名 日勤（午前8時30分～午後5時15分）

## 5. 営業時間

営業日	【平日】月曜～金曜日 【休日】土曜、日曜、祝祭日、盆休み、年末年始、創立記念日 必要に応じて、毎日電話連絡・訪問対応可
営業時間	8:30～17:15 必要に応じて24時間電話連絡・訪問対応可

6・利用料

地域単価（丙地区） 1単位：10円		
居宅介護サービス・介護予防サービス 《サービス提供体制加算6単位含む》		
<b>【訪問看護】</b>		
	居宅介護サービス	介護予防サービス
昼間帯：20分未満	320単位	309単位
30分未満	477単位	457単位
30分～1時間未満	829単位	800単位
1時間～1時間30分未満	1134単位	1096単位
<b>【訪問リハビリ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）】</b>		
	居宅介護サービス	介護予防サービス
< 1回 20分 >	294単位	284単位
20分	300単位	290単位
40分	600単位	580単位
60分	813単位	444単位
(理学療法士等による訪問看護。 2回を超える場合1回につき居宅介護 90/100、介護予防 50/100 を乗じた単位で算定 1週間に6単位を限度に算定)		
※ <sub>1</sub> 理学療法士等の訪問について		
加算要素	早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時） 深夜（22時～翌朝6時）	25%割増し 50%割増し
	緊急時訪問看護加算	600単位（月に1回）
	特別管理加算（Ⅰ）	500単位（月に1回）
	特別管理加算（Ⅱ）	250単位（月に1回）
	長時間訪問加算	300単位 (特別管理加算対象者が1時間30分超えた方)
	複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回 (2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)
	複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満 201単位/回 30分以上 317単位/回
	ターミナル加算	2500単位（死亡月）
	初回加算	300単位
	退院当日の訪問	350単位
	退院時共同指導加算	600単位
	特別地域加算	1回につき所定単位数の100分の15に

中山間（旧山口市）	相当する単位数を所定単位数に加算 1回につき所定単位の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算
-----------	---

## 7. 苦情申立窓口

ご利用ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 083-929-5080 面接 居宅介護サービス複合施設にほ苑 苦情解決責任者 所長 中村 洋 山口県済生会 苦情解決第三者委員 金子 ふさえ 083-924-9498 松永 俊夫 083-928-3141
山口市	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 093-934-2793 面接
山口県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 093-995-1010 面接

## 8. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて市町村等へも連絡いたします。		
協力医療機関	医療機関の名称 院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 救急指定の有無 契約の概要	済生会山口総合病院、湯田温泉病院 郷良 秀典、中村 洋 山口市緑町2-11、朝倉町4-55 083-901-6111、932-3311  有り 有り 有り 無し 同一法人のため契約書不要

\*<sub>1</sub> 利用開始日の属する月から12月超えの利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。

\*<sub>2</sub> リハビリ職員の訪問が看護職員の訪問回数を超えての訪問となっている場合は、1回につき8単位の減算となり、指定介護予防訪問看護については、12月を超えての訪問を行う場合は更に15単位の減算となります。

## 9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10. 通常の事業の実施地域

旧山口市の区域